

## 中国における就労ビザの申請、留意点、及び適用法律

### 一、中国における就労ビザの申請及びその留意点について

#### (一) 外国人従業員が中国で就労する場合

「中华人民共和国出入国管理法」および「外国人が中国における就労管理規定」により、外国人が中国国内で就労する場合、規定に基づき、工作許可証および就労の居留証を取得しなければならない。

#### 1、申請の基本条件

##### (1) 雇用主の基本条件

- 1、法律に則って設立され、重大な違法行為や信用失墜記録がない。外国人を雇用する職位に特別な需要があり、中国国内に適切な候補者がおらず、国家の関連規定に違反したことがない。雇用される外国人に支給する給与、賃金を現地最低賃金基準を超えるように設定する必要がある。
- 2、法律法規に基づき、主管部門により事前審査が必要な場合は、審査承認を取得していること。
- 3、雇用主が企業である場合、実際に経営が行われており、一定額を納税している必要がある。

##### (2) 申請者の基本条件

- 1、18歳以上で、健康良好で、犯罪記録がなく、中国国内に確定した雇用主がおり、従事する業務に必要な専門技能あるいは同等の知識レベルを持っていること。
- 2、従事する業務が中国の経済・社会の発展の需要と一致し、中国国内に不足している専門人員であること。
- 3、外国人が中国での就職するにあたり別の規定がある場合は、その規定に従うこと。

#### 2、工作許可証および就労の居留証の申請プロセス

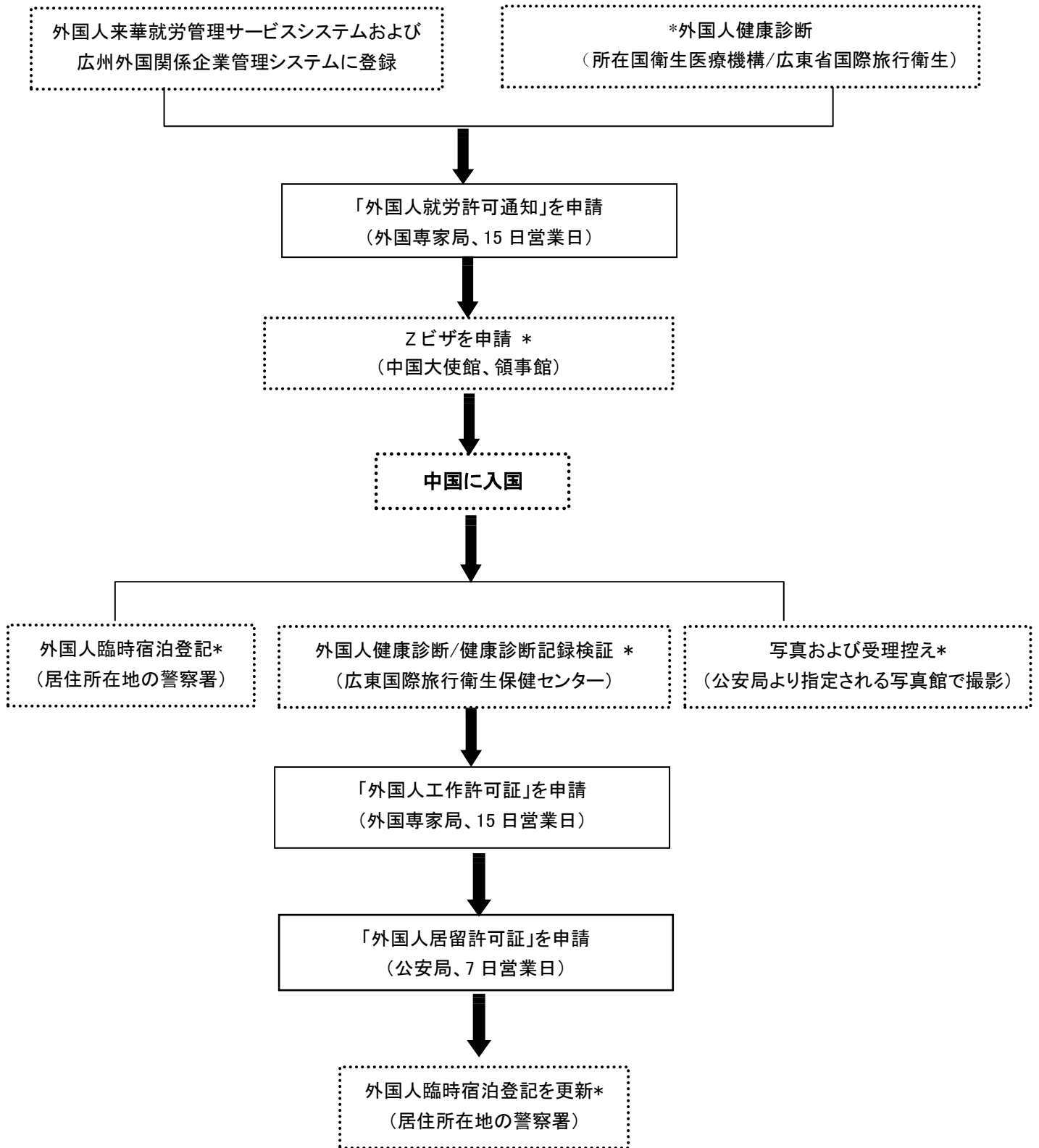
##### (1) 新規申請の場合

中国の雇用主は申請者のかわりに、外国専門家局に「外国人就労許可通知」を申請する必要がある。申請者は「外国人就労許可通知」およびその他必要書類を所持して自国に所在する中国大使館にZビザを申請する。

申請者はZビザを所持し中国に入国する。入国から15日以内に中国の雇用主は申請者のかわりに、外国専門家局に「外国人工作許可証」を申請する必要がある。また、入国から30日以内に、中国の雇用主は申請者のかわりに、公安出入国部門に就労居留許可証を申請する必要がある。

就労ビザ申請の手続きを完了するには、およそ2ヵ月半を要する。具体的な申請プロセスは下記の通りである。

図表 1 :



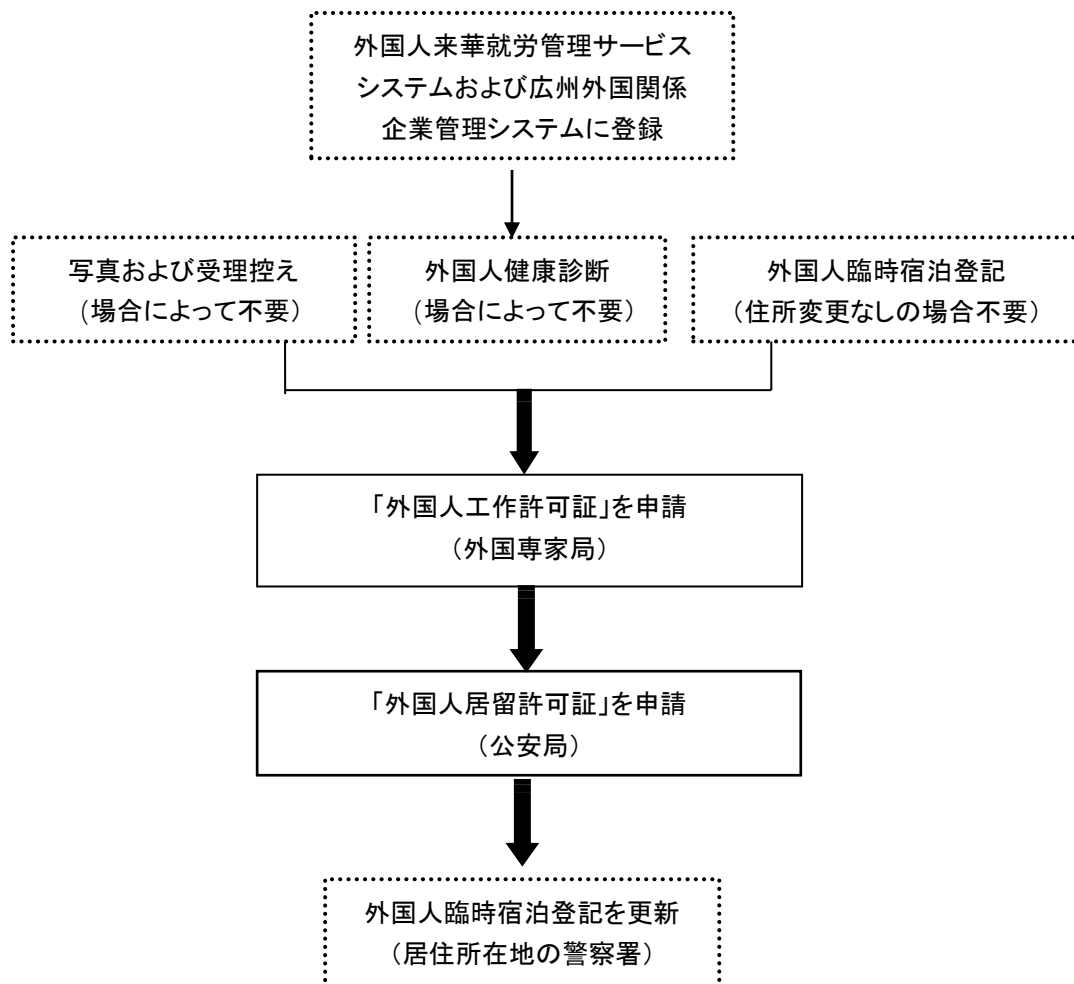
(2) ビザ変更の場合

中国国内に滞在し、有効なビザ及び居留許可証を所持する外国人であれば、申請フローは新規申請と比べ簡素化される。「外国人就労許可通知」及びZビザの申請は不要となる。外国人臨時宿泊登記及びその他必要資料が揃えば、オンライン申請→オンライン申請資料レビュー→受理→審査→受領という手続きになる。また、提出書類は、新規申請とほとんど同様であるが、無犯罪証明書の提出は不要となる。また、場合によっては外国人健康診断、写真および受理控えも不要となる。

適用対象例：

1. 勤務先変更（転勤）の場合、職位の変動がなく、且つ既存の工作許可証及び居留許可証が有効期限内である。
2. 中国公民の外国人配偶者または子弟、もしくは永久居留権または工作許可証を取得した外国人の配偶者または子弟（有効な居留許可証を所有）

図表 2：



### 3、申請に必要な書類

#### (1) 「外国人工作許可証」の申請所要書類

番号	書類	原本/ コピー	部数	注記
1	外国人来華 就労許可申 請書	原本	1部	
2	就労履歴証 明書	原本	1部	就労履歴証明書に職位、就労期間あるいは過去に行ったプロジェクト等の内容が含まれていること。また当該証明書に以前の就職先の捺印あるいは責任者からの署名、証明者の有効な電話番号あるいはメールアドレスの記載が必要。
3	最高学位 (学歴) 証 明書	原本	1部	最高学位(学歴)証明書が日本で取得された場合、在日中国大使館、領事館あるいは申請者が学位(学歴)を取得した所在国の中国に駐在する大使館、領事館あるいは中国の学歴認証機構による認証が必要。基本的に学士以上の学位である。
4	関連認定書 類、職業資 格証明書 (もしあれ ば)	原本	1部	在日中国大使館、領事館から認証、あるいは専門資格証明を取得した所在国の中国に駐在する大使館、領事館あるいは公証機構の原本公証が必要。
5	無犯罪記録 証明書(本 人が無犯罪 を声明する 宣誓性の無 犯罪記録が 受理できな い場合)	原本	1部	1、日本あるいは常住地の警察、安全、裁判所等の部門から発行され、また在日中国大使館、領事館あるいは在中日本大使館、領事館からの認証が必要。 2、在中日本大使館、領事館から発行される非宣誓性の無犯罪記録は直接に受理され、認証する必要はない。 3、常住地とは申請者が日本を離れた後、1年以上連続して居住する国あるいは地区のことである(中国国内を含まない)。 4、無犯罪記録は、発行後半年以内のものであること。
6	健康診断証 明書	原本	1部	1、中国の検疫検疫機構または認可された日本の衛生医療機構から発行される健康診断証明書(中国検疫検疫機構からの検証が必要) 2、発行後、半年以内のものであること。 3、中国に入国後、中国の検疫検疫機構または認可された日本の衛生医療機構に発行してもらうことも可能である。

7	雇用契約あるいは就職証明書	原本/コピー	1部	1、就職証明書は下記の場合に適用される：政府間、国際組織間の協議あるいは協定を実施する人員、各種在中代表処の首席代表、中国に機構を設けていない海外企業が中国国内においてサービス契約を履行するために派遣した従業員。 2、雇用契約あるいは就職証明書には、就業場所、就業内容、賃金、雇用時期、役職、捺印（署名）等が含まれる。
8	申請者のパスポート	原本/コピー	1部	パスポートの残存期間が6ヶ月以上であること。
9	申請者6ヶ月以内の正面写真	原本	1部	白い背景、フレームなし、画像明確、しみなし、無傷、インク完全、JPG形式。データの場合、サイズが40K-120Kで、フルカラー。
10	同伴家族の関連証明書類（もしあれば）	原本	1部	1、同伴家族には配偶者、18歳未満の子供、親および配偶者の親が含まれる。 2、同伴家族のパスポートに情報が記載されているページ、家族関係証明書（配偶者-結婚証明書、子弟-出生証明書あるいは養子養女縁組証明書、親あるいは配偶者の親-申請者の出生証明書あるいは結婚証明書または公証証明書）、健康診断報告書（18歳以上の家族）および写真データ
11	その他書類（納税証明書、従業員名簿リスト等）			

(2) 就労類の居留許可証の申請所要書類

番号	所要書類	原本/コピー	部数	注記
1	外国人ビザ書類申請書	原本	1部	
2	ビザ用の写真および受理控え	原本	1部	中国の公安当局により、認可された写真館で撮影すること。
3	申請者のパスポート	原本/コピー	1部	
4	健康診断証明書	原本	1部	中国検験検疫機構より発行あるいは認可された日本の衛生医療機構発行の健康診断証明書（中国検験検疫機構の検証が必要）。
5	「外国人臨時宿泊登記表」	原本/コピー	1部	宿泊登記の住所は、住宅あるいはホテルの住所である。会社の住所は、原則宿泊登記の住所として申請できない。
6	就職先証明書類	原本	1部	通常国内の雇用主より発行される就職証明書を指す。
7	その他書類			

#### 4、 政府申請費用

居留許可証費用：1年未満の場合、400元。1年以上3年未満の場合、800元。3年以上5年未満の場合、1000元。費用は変更される可能性があるため、最終的な費用は実際に申請する際に、公安出入国部門が発表しているものを基準とする。

#### 5、 地方規定

広東省公安庁の「広東省自貿区建設およびイノベーションより発展を促進する出入国政策措置」により、ビザを所持せず、中国に入る場合、入国したイミグレーションでZビザ（就労）を申請することができ、入国した後、規定に従い就労類の居留許可証を申請することができる。

イミグレーションでZビザを申請する場合、雇用主は事前にイミグレーション招待企業登記備案手続きをする必要がある。

各地で政策の運用状況が異なるため、具体的な内容は申請者の状況を確認し、事前に主管部門に確認する必要がある。

#### 6、 「工作許可証」および居留許可の未取得（「不法就労」）によるリスク

「中華人民共和国出入境管理法」の規定により、外国人が中国で不法に就労した場合、5,000元以上20,000元以下の罰金が科せられる。不法就労の事実が重大である場合、5日以上15日以下の拘留、ならびに5,000元以上20,000元以下の罰金が科せられる。さらに、場合によっては、強制退去を命じられ、強制退去日から、1～5年以内の中国への再入国を禁じられる。

一方、外国人を不法に雇用した会社に対しては、不法に雇用した従業員1人あたり10,000元の罰金が科せられる（100,000元が上限）。不法雇用によって違法に所得を取得した場合は、その違法所得が没収される。

#### 7、 その他留意点

1. 外国人が「工作許可証」および就労居留許可を取得した後の、居留許可証の有効期間において、中国に少なくとも何日以上滞在しなければならないということについては、現段階で特にそれを制限する法律がない。
2. 「工作許可証」、就労居留許可の有効期限を延長する手続きは、有効期限満了の30日前までに関連の政府審査部門に申請を提出しなければならない。
3. 申請者の「工作許可証」および就労居留許可を広州で取得したが、他の都市での就労が決定した場合は必要な許可証、居留許可の移籍手続や再申請を行わなければならない。
4. 既に中国の永久居留権を取得した外国人の場合、「工作許可証」を申請する必要はない。

## (二) まとめ

工作許可証および就労の居留証を申請する際、法律および法例では申請者の職位や賃金に関して明確な制限を規定していないが、実務上においては、工作許可証および就労の居留証を申請するにあたって、以下のポイントに注意する必要がある。

- 1、 会社の規模、経営状況など：例えば、オフィスの有無、納税状況、銀行預金、従業員数など。
- 2、 申請者の資格：学士またはそれ以上の学歴を有すること。業務に関連する職務経験があり、専門資格証書、現地の言語に精通している場合は、これらもビザ申請のプラス条件となる。
- 3、 申請する職位は、現地人材の中から雇用が難しいものであること。例えば管理職、専門技術人材等。一般事務職などは代替性が高いと思われる。
- 4、 報酬の面については、現地の人材以上の報酬レベルとかけ離れてはならない。
- 5、 申請書類については、中国の主管部門の要求が厳しいため、資料準備の際に、指定のフォーマットに適合しているかどうか確認する必要がある。

## 二、外国人に適用する労働契約法等の取り扱い

現地採用の場合、外国人と労働契約書を締結したのは現地法人であり、現地法人の直接雇用となる。そのため、中国の労働法、労働契約法等の法律が適用されることになる。日本本社とは直接の雇用関係がないため、日本の労働に関する法律が適用されなくなる（社会保険、個人所得税等については日中間の協議に従うものとする）。外国人労働者に関する給与報酬、労働時間、労働関係の解除も中国の労働法、労働契約法等の法律を適用することになる。現地中国人と同様に、労働契約期間中であっても、解雇が必要な際には、中国の労働法にある規定に従い経済補償金を支払うことで解雇することができる。

ただ、外国人の場合、労働法、労働契約法以外に、さらに「外国人の中国における就労管理規定」の特別規定が適用されることになる。例えば、外国人が中国で就業する場合、労働契約期限は最長5年間という規定があるが、通常の現地中国人であれば労働契約の期限に関する規定は存在しない。

## 声明

本報告は報告日までに公布済みかつ有効である関連法律、法規を依拠して作成されているため、本報告の発行日以降に発生する法律法規の更新が本報告書の内容に対して影響を与える可能性はあることをご了承ください。

個別ケースによって適用する法規政策が異なるため、実行に移す前に、専門業者と情報交換を行うことをお勧めします。

本情報の収集・翻訳はジェトロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェトロ広州事務所が校正した。

●青葉顧問（広州）有限公司

広州市天河区体育西路 109 号高盛大厦 12 楼 B 室

田 倩

●ジェトロ広州事務所

広州市天河北路 233 号中信広場 2602 室

電話：020-8752-0060

**【免責事項】**

本報告は 2019 年 8 月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合がある。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途求めること。

ジェトロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とする。